

放送法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）

（傍線部分は改正部分）

>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 日本放送協会</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 監査委員会（第四十二条―第四十八条）</p> <p>第四節の二 会長指名委員会（第四十八条の二―第四十八条の五）</p> <p>第五節～第九節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>第九章 放送番組センター（第六十七条―第七十三条）</p> <p>第九章の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会（第七十三条の二―第七十三条の八）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定款）</p> <p>第十八条 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 経営委員会、監査委員会、会長指名委員会、理事会及び役員に関する事項</p> <p>六～八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（経営委員会の権限等）</p> <p>第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>一 次に掲げる事項の議決</p> <p>イ（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節～第三節（同上）</p> <p>第四節 監査委員会（第四十二条―第四十八条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五節～第九節（同上）</p> <p>第四章～第八章（同上）</p> <p>第九章 放送番組センター（第六十七条―第七十三条）</p> <p>（新設）</p> <p>第十章・第十一章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（定款）</p> <p>第十八条（同上）</p> <p>一～四（同上）</p> <p>五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項</p> <p>六～八（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>（経営委員会の権限等）</p> <p>第二十九条（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>イ（同上）</p>

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項

ハ 協会の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備

(1)～(6) (略)

(7) 経営委員会の事務局に関する体制

ニ～ヨ (略)

タ 第六十一条に規定する給与等の支給の基準及び第六十二条第一項に規定する服務に関する準則

レ 役員の報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。)

ソ～ノ (略)

二 (略)

2 経営委員会は、その職務の執行を委員又は会長に委任することができない。

3 (略)

4 第一項第一号ロ、ハ(7)、タ(役員の報酬及び退職金の支給の基準並びに役員の服務に関する準則に限る。)及びレに掲げる事項に係る議決は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(経営委員会の組織)

第三十条 経営委員会は、委員十二人及び会長をもつて組織する。

2・3 (略)

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

5 前項に規定する委員長の職務を代行する者の選任は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(委員の任命)

第三十一条 (略)

ロ (同上)

ハ (同上)

(1)～(6) (同上)

(7) (同上)

ニ～ヨ (同上)

タ 第六十一条に規定する給与等の支給の基準及び第六十二条に規定する服務に関する準則

レ (同上)

ソ～ノ (同上)

二 (同上)

2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。

3 (同上)

(新設)

(経営委員会の組織)

第三十条 経営委員会は、委員十二人をもつて組織する。

2・3 (同上)

4 (同上)

(新設)

(委員の任命)

第三十一条 (同上)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 三 (略)

四 政党その他の政治団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 七 (略)

4 委員の任命については、四人以上が同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

5 総務大臣は、内閣総理大臣が委員を任命するに当たり、その委員として任命すべき者の選定に資するよう、委員の候補者を選定し、その名簿を内閣総理大臣に提出するものとする。

6 総務大臣は、前項の規定による委員の候補者の選定については、日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会に諮問するものとする。

(罷免)

第三十五条 (略)

第三十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、委員のうち四人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなつたときは、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

(経営委員会の運営)

第三十九条 (略)

2・3 (略)

(削る)

4 (略)

5 会長指名委員会が選定する会長指名委員は、会長指名委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

(議決の方法)

2 (同上)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 三 (同上)

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 七 (同上)

4 委員の任命については、五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

(新設)

(新設)

(罷免)

第三十五条 (同上)

第三十六条 (同上)

2 内閣総理大臣は、委員のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

(経営委員会の運営)

第三十九条 (同上)

2・3 (同上)

4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

5 (同上)

(新設)

(議決の方法等)

第四十条 (略)

2 経営委員会の議事は、別に規定するもののほか、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。
(削る)

(議事録の公表)

第四十一条 委員長は、経営委員会の終了後、総務省令で定める期間内に、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

2| 前項の議事録は、経営委員会における意思決定に至る過程等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、できる限り詳細に作成されなければならない。

(監査委員会の設置等)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

4| 前項の任命は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(監査委員会の招集)

第四十七条 監査委員会は、各監査委員が招集する。

(監査委員会の議決の方法等)

第四十八条 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

3 役員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

4 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

第四十条 (同上)

2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。
3| 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。
(議事録の公表)

第四十一条 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

(新設)

(監査委員会の設置等)

第四十二条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

(新設)

(監査委員会の招集)

第四十七条 (同上)

(監査委員会の議決の方法等)

第四十八条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

4 (同上)

第四節の二 会長指名委員会

(会長指名委員会の設置等)

第四十八条の二 協会に会長指名委員会を置く。

2 会長指名委員会は、会長指名委員三人以上をもつて組織する。

3 会長指名委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命する。

4 会長指名委員の任命については、過半数が同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならない。

5 経営委員会は、会長指名委員のうち過半数が同一の政党その他の政治団体に属することとなつたときは、同一の政党その他の政治団体に属する者が会長指名委員の数の半数(会長指名委員の数が奇数である場合には、その二分の一の数に生じた端数を切り捨てた数)になるように、会長指名委員を罷免するものとする。

6 第三項の任命又は前項の罷免は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(会長指名委員会の権限)

第四十八条の三 会長指名委員会は、会長の任命及び罷免に関する経営委員会の議案の内容を決定する。

(会長指名委員会による情報の公表)

第四十八条の四 会長指名委員会は、あらかじめ、会長として任命すべき者の選定の基準及び手続を定め、これを公表しなければならない。

2 会長指名委員会は、会長指名委員会の終了後、会長の任命及び罷免を議事とする経営委員会の日の前日までに、経営委員会の定めるところにより、会長指名委員会の議事の経過の要領及びその結果を記載した書類を作成し、これを公表しなければならない。

(会長指名委員会への準用)

第四十八条の五 第四十七条及び第四十八条(第三項を除く。)の規定は、会長指名委員会について準用する。

(会長等)

第五十一条〜第五十四条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(会長等)

第五十一条〜第五十四条 (同上)

第五十五条 経営委員会は、会長、監査委員、会長指名委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき又は会長、監査委員、会長指名委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会長、監査委員、会長指名委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 前項の会長、監査委員又は会長指名委員の罷免は、経営委員会の出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任に堪えないと認めるとき又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(服務に関する準則)

第六十二条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務、役員の法令及び定款を遵守して協会のため忠実に職務を行う義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する役員の服務に関する準則には、協会の放送の不偏不党、真実及び自律に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するために役員が遵守すべき事項が含まれるものとする。

第九章の二 日本放送協会経営委員会候補者選定委員会

(設置)

第一百七十三条の二 総務省に、日本放送協会経営委員会候補者選定委員会(以下この章において「選定委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第一百七十三条の三 選定委員会は、第三十一条第六項の規定による総務大臣の諮問に応じ、経営委員会の委員の候補者の選定について調査審議する。

(組織)

第五十五条 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

(新設)

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(服務に関する準則)

第六十二条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>第七十三條の四 選定委員会は、委員六人以内をもつて組織する。</p> <p>(委員の任命)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第七十三條の五 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、総務大臣が任命する。</p> <p>(委員の任期等)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第七十三條の六 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 委員は、非常勤とする。</p> <p>(委員長)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第七十三條の七 選定委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(政令への委任)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第七十三條の八 この法律に規定するもののほか、選定委員会に關し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(同上)</p>
<p>第九十一條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(同上)</p>
<p>三 第四十一條第一項、第四十八條の四第一項若しくは第二項、第六十一條又は第六十二條第一項の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。</p>	<p>(同上)</p>
<p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(同上)</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 電気通信紛争処理委員会（第十九条）</p> <p>第四款の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会（第十九条の二）</p> <p>第五款・第六款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。</p> <p>国地方係争処理委員会</p> <p>電気通信紛争処理委員会</p> <p>日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会</p> <p>電波監理審議会</p> <p>独立行政法人評価委員会</p> <p>第四款の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会</p> <p>第十九条の二 日本放送協会経営委員会委員候補者選定委員会については、放送法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節（同上）</p> <p>第二節（同上）</p> <p>第一款～第三款（同上）</p> <p>第四款 電気通信紛争処理委員会（第十九条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五款・第六款（同上）</p> <p>第三節・第四節（同上）</p> <p>第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>第八条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>電気通信紛争処理委員会</p> <p>（新設）</p> <p>（同上）</p> <p>（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>